

# 都市計画道路を考える 小金井市民の会

第35号 2019年2月11日  
発行 都市計画道路を考える  
小金井市民の会  
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部 達

## 市民の声を聞かない『3・4・11号線意見交換会』2月8日



### 参加者の抗議のなか、今後は意見を聞く場も設けず

2月8日午後7時から行われた「小金井3・4・11号線に関する意見交換会(3)」は、開会時には、抽選で選ばれた参加者46人と30人以上の傍聴者が集まって行われました。参加者からは、「なぜここに都市計画道路が必要か」という意見を聞いてほしいとの声に、都側は、「すでに決定していること」と「聞く耳を持たず、今後も継続して話し合いの場を求めたことに対しては、「オープンハウス」という説明の場を設けるからと参加者の声を無視し続けました。

参加者の発言を紹介します。●「道路の必要性」について 意見交換をする場と思っ

ては、話にならない、都市整備局からの出席が不可欠。

●「第四次整備路線に決まったから、整備局から建設局に移った」というが、住民の意見を聞かないで、無視して決

めてるから、都市整備局を呼んで「必要性を議論しよう」と言っている。

●都は、この場は「意見交換の場」でなく、「一方的な説明の場」と考えてるんですね。

●自然保護団体が活動している方は、都は、国分寺崖線を守らなければならないと言っている、環境確保条例はあつて地下水の流れを守っていか

なければと言っている、こうした様々な意見を聞いて、道路をどうしていくのかを話し合っていくべきと発言。

●「意見交換会」は今回で終了し、オープンハウスに切り替えるとの都の説明に対し、

単なる説明の場であるオープンハウスは意味がない、住民の意見を聞く場を設けること。●都市計画道路としての「昭和37年に決定した」というが

前回、決定されていない、決定文書はないとの質問に、「官報で告示した」「決定文書は持っているなので、調べて文書を出します」と回答していたが、どうなっているのかとの質問に対し、「適切にされている」と東京都は認識している」「国立公文書館に行つて確認してきました。決裁文書に大臣の判がなかった」と都は答弁。

●該当する地域から「町会長として発言」として、「町会

でとしては、この道路計画に賛成するわけにはいきません。町会を分断し、コミュニティを破壊する、子どもたちの通

学路を分断する、町会のいつとき避難場所は東中学にあり、そこから新しくできるブリッジを通じて武蔵野公園に来るとい

うが、そんなバカなことはない

●「知事の考え」として、「広域避難場所へのアクセス向上や地域の安全性向上に資する重要な路線」としているが、これまで、地元はそうではないと言っている。知事は訂正してほしい。

●「意見交換しない」という態度に固執。

●予定時間を過ぎて、会場の発言は続き、繰り返し「意見交換会」を継続してほしいという声に対し、「今回で終了し、あとはオープンハウス」との答弁のみ。

●抗議と怒りの「意見交換会」でした。9時55分に「閉会」となったが、会館前の寒空で継続を求める参加者と都の担当者話し合いとなり、10時37分に都の担当者は会場を去りました。

意見交換でなく、都の一方的な説明の場であることを示す、オープンハウスについての説明(建設局HPから)

東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差化計画及び関連する道路計画と大山駅の駅前広場に関するオープンハウスの実施結果

1 概要  
・連続立体交差化計画及び関連する道路計画と大山駅の駅前広場計画について、より多くの方に知っていただくことを目的として開催いたしました。  
・説明パネルや模型などを自由にご覧いただき、それぞれの方々のご関心に応じたご質問について、都及び区の職員ご説明いたしました。

# 北区志茂86号線

## 都・国いいなりの地裁判決

志茂1丁目の都市計画道路補助86号線の判決が東京地裁で1月30日に出された。赤羽駅の東側の閑静な住宅街620mの区間を幅員7mから20mの幅員に広げようとするものです。

判決は、原告の訴えを棄却する、東京都と国のいいなりの判断を下したものです。「昭和21年決定」が存在しないとの原告主張に対し決定の書類と、図面の存在が確認されていないとしながら、戦災復興院告示で裏付けられ、東京都建設局の「復興都市計画一覧図」で推認できるとした。

また、主務大臣の決定と内閣の認可を得ていないので、違法戦時特例を引き継いだ臨時特例で、内閣の認可は必要ないとしているから違法でないとした。事業認可が都市計画法第6条に基づき「都市計画自体が適法」かどうか検討するとして、昭和41年の変更決定について検討するとして、結局、「行政庁の広範な裁量にゆだねられている」ので、社会通念に照らして著しく「妥当性を欠くのでなければ違法でない」という考えで、当時の社会情勢を踏まえて判断したものとした。延焼遮断帯の必要性や地域のコミュニティ破壊について

でも、問題ないと論証抜きで断じている。一旦「優先整備路線」から外されて、必要性がないと判断されたにも、拘わらず、特定整備路線に選定されたのは、北区長から優先的に整備すべきとの意見を受けて東京都が決定したとしている。

また、平成10年に北区清掃工場の建設に際し、事業認可にあたり、住民の承諾を得るとして公害防止協定の順守を求めたことに対し、「公害防止の努力義務」を定めたものであつて、道路幅を禁止することを定めたものではないとした。原告適格については、道路予定地に住む住民、賃借人、事業地に土地を借りて駐車場・会社を経営する者、事業地から30m以内に居住している人については原告適格として、30m以内でない人は原告適格を有しないとした。

## 講座「はけの保全活動と地域防災」を聞いて

はけの自然と文化をまもる会の企画による「地形を知って考える私たちのまちづくり」の第3回講座「はけの保全活動と地域防災」が1月25日開催された。

講師は、「はけの自然を大切にする会」の田中兄一さん、中町4丁目町会（なかよん町会）の町会長を3年間続けている。

町会長となるうえで、4つの目標を立てたという。①情報公開。②組織内のコミュニケーションの充実。③環境保全。④防災活動。

町会が何をやっているか、わからないと町会に入る意味がないので、「れんらく」という町会報を毎月発行し、440回を超えている。

環境保全では、市民の力で自然を守ろうと、ナショナル・トラスト運

動や「はけの自然を大切にする会」を立ち上げたことなど話されました。

講演後、会場からの質問に答えて、2本の都市計画道路に町会としてどう取り組んでいるか話されました。

3・4・1号線は文句なしの反対、町会でムシロ旗でも立てようかという話も持ち上がったほか、町会の2018年度予算でワッペンをつくる予算を組んだが、作るのは見送った。

3・4・11は、橋ができると、視界が遮られる、貴重な自然がある大切な所、住民の立ち退き、道路事業で財源も問題、南北の道路は交通量が増えているわけではなく、必要ないと話されました。



### <前回の世話人会以降の活動経過>

- 1月10日 第35回世話人会
- 1月11日 北多摩南部建設事務所に「3・4・11意見交換会」で申入れ
- 1月12日 市長・市都市整備部長ほか市議会議員に「会報34号」届け
- 1月15日 外環道第4回頭弁論傍聴
- 1月17日 3・4・11号関係住民の会世話人会
- 1月21日 赤羽86号線裁判傍聴
- 1月23日 多摩地区道路連絡会
- 1月25日 3・4・11号線意見交換会対策の相談会（はけ文と共同）
- 1月26日 講座「はけの保全活動と地域防災」聴講
- 1月27日 第2回チラシ検討会議
- 1月30日 北区志茂86号線東京地裁判決
- 2月7日 第36回世話人会
- 2月8日 「3・4・11号線意見交換会」19時商工会館
- 2月10日 小平3・2・8号線訴訟団第6回総会

### <今後の日程>

- 2月24日 第3回チラシ検討会議10時商工会館
- 2月28日 多摩地区道路連絡会
- 3月14日 第37回世話人会

### <これからの他地域の裁判等>

- 3月13日11時半 東京外環道青梅街道 I C 訴訟522号法廷
- 3月13日14時半 北区十条再開発訴訟 103号法廷
- 3月27日14時 品川29号線訴訟103号法廷
- 4月8日14時 北区十条訴訟 103号法廷